

建 設 経 済 環 境 委 員 会 記 録

日 時	令和8年6月19日（金）	午後 1時00分 ～ 午後 2時02分 午後 2時12分 ～ 午後 3時52分
場 所	第5・第6委員会室	
出席委員	◎福元 愛 ○渡辺 裕二 助川 忠弘 田口 康博 田中 晋 平野 光一 林 紗絵子 渡邊 晋宏	
欠席委員	なし	
委員外 議員	なし	
説明のため 出席した者	副市長（山田大輔） 環境部長（稲荷田修一） 経済産業部長（松澤 元） 商工観光課長（須子敏行） 都市部長（坂齊 豊） 都市部理事（平久和則） 都市計画課長（樋口真一） 北部整備課長（江田武久） 建築指導課長（古谷正人） 土木部長（内田勝範） 道路整備課長（田上秀典） 上下水道事業管理者（飯田晃一） 上下水道局理事（後藤義明） 経営企画課長（吉田成利） 料金課長（佐藤克己） 下水道工務課長（新井知己） 契約課長（山田善幸） その他関係職員	

午後 1 時開会

○委員長 ただいまから建設経済環境委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、傍聴についてですが、申出の人数が10人を超えた場合には当委員会室に傍聴者全員が入ることはできません。そこで、当委員会室で傍聴できる方を傍聴受付の先着順としたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 それでは、傍聴を許可することとし、当委員会室で傍聴する方は傍聴受付の先着順によることとします。委員会室に入室できなかった方につきましては、控室で音声を聞くことができますので、よろしくお願いいたします。

では、本日は配付の審査区分表に従い、審査を進めてまいりたいと思います。なお、質疑の方法は一問一答方式を基本とし、採決は各区分の質疑が終了した後、議案を1件ずつ、請願は主旨ごとに行います。

委員長から執行部をお願いいたします。答弁に当たっては、委員長と発言の上、挙手をしてください。発言の許可を得た上で必ず所属と名前を述べ、簡明な答弁に努められるようお願いいたします。また、答弁漏れののないよう御注意願います。

なお、執行部には反問権を付与しておりますので、反対質問があるときは反問しますと申し出てください。質問の流れと関係のない反問は認められません。また、反問が終了した際はその旨の発言をしてください。

重ねてお願い申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源を切るかマナーモードに設定してください。また、持込みが認められたタブレット端末及びパソコン以外の電子機器の持込みは禁止されていますので、御注意ください。また、答弁と関係のない用途でのパソコンの使用は控えていただくとともに、使用の際は打鍵音に注意していただけるようお願いいたします。

○委員長 それでは、議案審査に入ります。

議案の審査に当たって、質疑を行う際にはくれぐれも一般質問とはならないよう御注意願います。

議案第1区分、議案第9号、柏市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について質疑があれば、これを許します。

○田口 では、よろしくお願いいたします。まず、この条例の制定を理解するに当たりまして、この地区の北部整備事業でしょうか、これに関する変遷について教えていただければと思います。

○北部整備課長 事業の概要について私のほうから御説明させていただきます。この地区の事業名称ですが、柏都市計画事業柏北部中央地区一体型特定土地地区画整理事業、事業主体、千葉県、施行面積272.9ヘクタール、計画人口2万6,000人、都市

計画決定、平成11年3月30日、事業認可が平成12年8月25日、施行期間、平成12年8月25日から令和14年3月31日まで、事業費のほうが1,187億円となっております。当該地区は、平成12年の事業認可以降、これまで8回の事業計画変更を行ってまいりました。直近の第8回の事業計画変更では、令和8年2月の20日に変更認可の告示を行っております。第8回の変更では事業期間の3年延伸、事業費の96億円の増額を行っております。これまでの進捗率は、事業費ベースで令和8年3月末時点で76.5%、地区内人口は令和7年10月1日現在で1万3,967人となっております。以上となります。

○田口 ありがとうございます。それでは次に、この条例は、説明にも書いてあるんですけども、令和8年3月31日に都市計画決定された2つの地区計画、これに基づいて条例を定めるということなんですけれども、それぞれにつきましてこの提案がされたということのようなんですけれども、いつ、誰がどのような目的で提案がされたか教えてください。

○都市計画課長 こちら2件の地区計画になりますが、柏北部中央・こんぶくろ池中央地区につきましては、令和7年7月10日に都市計画提案がされまして、内部で評価検討委員会を開催し、柏市の案ということに決定をしまして、令和7年10月5日に都市計画の変更に係る説明会を実施しております。その後、案の概要の縦覧等を令和7年10月21日から11月4日まで行いまして、意見書公述の申出書等がありまして、公聴会を令和7年12月7日に開催しております。その後、法定縦覧を令和8年1月13日から27日まで開催をいたしまして、令和8年2月17日に都市計画審議会にお諮りし、答申を得て、令和8年3月31日に都市計画決定ということになっております。もう一つの地区の柏の葉医療・研究開発地区につきましては、こちらは一昨年度提案があり、都市計画決定に至ったものであり、今回こちらの提案に基づく都市計画の変更に伴いまして、既成の表現等について統一を図るために分かりやすくすることを目的に表現を変えるということで都市計画変更、その後今回の条例の変更について上程しているということになります。以上です。

○田口 ありがとうございます。先ほど2つ、まず誰がということなんですけれども、漏れがありましたらお願いします。

○都市計画課長 すみません。都市計画提案につきましては、三井不動産から都市計画提案がされております。目的としましては、都市計画マスタープラン等でうたっております研究開発を促進するための企業誘致を行うために提案をするということになっております。以上です。

○田口 確認ですけれども、柏北部のほうは柏市の案ということで柏市が主語、柏の葉のほうは三井不動産が主語ということでよろしいんでしょうか。

○都市計画課長 柏の葉医療・研究開発地区のほうは、元の決定のときに都市計画提案されておまして、そちらは国立がん研究センターと三井不動産の連名での都市計画提案、今回の変更に関しましては柏市の案ということで進めております。柏北部中央・こんぶくろ池中央地区につきましては、三井不動産の提案を基に手続を

開始しているということになります。以上です。

○田口 ということは、都市計画法の21条の2でいうところ、項目いろいろ幾つかあるんですけども、いうところの主体というのは何だということに、両方教えてくださいませんか、その内訳、中身を教えてください。

○都市計画課長 21条の2の都市計画提案制度につきまして、提案者が今回につきましては柏の葉中央・こんぶくろ池中央地区につきましては三井不動産が提案者ということになりまして、柏の葉医療研究・開発地区につきましては柏市が案を作成しているということになります。以上です。

○田口 私の言い方がちょっとよろしくなかったかもしれませんが、法律の上での主体、法律の条文上どういうものであるかということをお答えいただいてよろしいでしょうか。

○都市計画課長 今回の都市計画提案に係る要件としましては、土地所有等の権利を有するものということで提案をしております。以上です。

○田口 ありがとうございます。流れ等も私なりにまた勉強はしていきたいと思えますけれども、それでは続けていきます。説明にありますけれども、建築物等の用途の制限、これに関してそれぞれの中で3番、建築物等の用途の制限に関する3の前各項の建築物に附属するものの以下のものということで、5)番で危険物の貯蔵または処理に供するものというようなことが関連しているかと思えます。中身は後でお聞きしますけれども、以前の説明で住民からの懸念が伝えられていたというようなことをお聞きしたような気がするんですけども、これについてはどうでしょうか。

○都市計画課長 こちらにつきましては、住民の方から手続を進める中で意見書等をいただいております、その意見書の中で、周辺環境への影響に関すること、将来の地域像等に関すること、あと都市計画の手続等に関すること、またその他ということで大まかにはその4点について御意見をいただいている中で、危険物の貯蔵等に関しては、それが住宅地の近くに置かれるということに対する懸念ということで御意見をいただいているような状況になります。以上です。

○田口 それについての回答は、どのようにされましたでしょうか。

○都市計画課長 危険物の貯蔵に関しましては、消防法等で適切に管理されるものというところと、あとは御意見をいただいた中で柏市のほうで案を一部修正をいたしまして、今回対象地の東側に低層住宅地が広がっておりますが、東側の敷地境界線に沿ったところに危険物貯蔵庫を設置しないような規定を追加で設けておりまして、そのような形で低層住宅地に対する配慮を計画の中で取り入れたということに対応しております。以上です。

○田口 ありがとうございます。万が一ということのないようによろしくお願いいたします。その中身なんですけれども、両方、また2つの地区で異なっているところもあると思えますけれども、その危険物の中身を教えてくださいよろしいですか。

○建築指導課長 まず、柏の葉医療・研究地区のほうでございますが、こちらについてはアルコール類が現行の西住居地域内の制限ではそれを上回るため、用途の緩和をしております。同じく、柏北部中央・こんぶくろ池中央地区のほうにつきましては、可燃性ガスが規定濃度を上回るため、用途の緩和をしております。以上でございます。

○田口 可燃性ガスのほうですけれども、具体的にはこういったものが想定されているのでしょうか。

○建築指導課長 可燃性ガスの主な代表なものとしましては、水素、プロパン、天然ガス、メタン、エタノール等になります。以上でございます。

○田口 今回は、どれが元の基準を上回りそうだということになるのでしょうか。

○都市計画課長 こちらは、今回はそれぞれの量を総量として上回るということで、どれか1つが上回るということではないと考えております。以上です。

○田口 ありがとうございます。住民の方もこういったところは気になられると思いますので、安全についても十分な安全なされるようよろしくお願いいたします。

それでは、続けまして、危険物等はある程度理解しましたけれども、建設が想定される施設、2つの地区ありますけれども、今のところで報道等で出ている分、市長と合同の会見もあったりもしましたけれども、どこにどういう会社のどういう施設が建設されるというふうに考えられているのでしょうか。

○建築指導課長 まず、柏の葉の医療・研究開発地区についてでございますが、こちらは3棟建てられる計画がありまして、現在2棟、建物の工事は完了しております。こちらにつきましては、まず1としましては、議案説明資料のほうをお持ちであれば7ページに黄色く着色してある地区ががんセンターの南側になりますけれども、そちらに3棟建設予定になっております。1棟目がその黄色い地区の南側に建設されておりまして、2棟目が今年の5月頃に竣工したんですけれども、その北側に建設されておりまして、3棟目の計画としましては、今建築のほうの計画の中ではございますが、1棟目の西側に建設される予定となっています。入居予定等ですけれども、1棟目のレンタルラボにつきましては区割りがかなりありますので、そこに幾つかレンタルスペースに研究開発企業が入ってきているという今状況で、入居率としては約70%というふうになっております。2棟目のラボにつきましては、こちらは1棟貸しのレンタルで、セラレス・ジャパンという企業が入って、プレスリリースのほうだと2027年から稼働予定というふうになっております。以上でございます。

○田口 それでは、3棟目と、それからこんぶくろ池のほうはまだ何もということでしょうか、それともおおよそこういうものが入ってくるだろうという想定はあるのでしょうか。

○建築指導課長 すみません、漏れましてすみませんでした。こんぶくろ池のほうは、まだはっきりとしたものが計画は出てきていないんですけれども、当然研究開発に係る先端企業が入ってくる予定というふうに聞いております。以上です。

○田口 ありがとうございます。以前お聞きしたときに実験施設等のレベルでいうとレベル2だというふうにお聞きをしたかと思えますけれども、そういった意味も含めまして安全な環境ということを柏市からも目配りと対処のほうをよろしく願いたいと思います。以上です。

○平野 田口委員からも最初に聞いたんですけれど、この北部整備事業が始まるとき、平成10年の推進方針の中で柏の葉中央地区については中学校1校、小学校2校という計画があって、これは今回の一般質問でも矢澤議員が、柏の葉小学校の超過密化といいますか、大規模化が様々な問題を起こしていて、それで今度は隣接する土地を購入する、運動場を広げるという、そういう議案、昨日ですかね、審査されているんですけれども、先ほど計画の変更について御説明あったけれど、私の記憶ではこんぶくろ池のところのおわん形のこの土地というのは小学校の用地だったんじゃないのかなというふうに思うんですね。その小学校用地を、2校造るはずの一つの用地だったんだけれど、それを必要ないというんでやめて、その後、これは秋山市長の頃ですけれども、市立病院の移転建て替えの案が出てきて、その移転先としてこの土地に移転するということが計画されたんじゃないかな。そういう経過は、この北部整備の最初の段階から関わっていないと分からないですよ。今まで何の利用計画もないところに今回新たに地区計画でこうしようという提案がされているようにも表面的には見えるわけだけど、今私が言ったようなこと、大ざっぱに言ったけれども、そういう経過をちょっと説明していただけますかね、一番最初の小学校用地だったときからの経過。

○北部整備課長 小学校の頃からの経緯について簡単に御説明のほうをさせていただきます。小学校が2校から1校への変更という形になりましたのが平成21年の10月というところになっております。その後病院の計画等いろいろありまして、区画整理上の計画としますと平成30年の3月に今回のこんぶくろ街区のほうの小学校予定地だった南側の土地ですか、そちらのほうを業務用施設用地という形で事業計画のほうの変更をしております。あわせて、その際に都市計画マスタープランのほうも平成30年4月のほうに改定のほうを行っております。また、上側の街区につきましては、令和3年の12月に第7回の事業計画変更で業務用施設用地という形になっておりまして、この時点でこの街区については業務用施設用地ということの位置づけという形に区画整理上はなっております。以上となります。

○平野 小学校を2校整備するという計画がなぜなくなったのかというのは、これは教育委員会じゃないと分からないかな、北部整備課で分かりますか。

○北部整備課長 小学校のほうで推計をした結果、必要なくなったというところで聞いたんですけれども、すみません、詳細のほうはちょっとここでは今持ち合わせていないので、分かりかねます。申し訳ありません。

○平野 結果論ですけれども、北部整備事業が計画どおりに進捗率でいうと進まなくて遅れたことによって、そんなに急激に人口増えないだろうと、子供たちの数も増えないだろうという想定の下にそういう変更がされたというのは想像はつくんで

すけれども、しかし、これ結果論ですけれど、想定した計画人口の中にどれだけの学校が必要なのかということは教育委員会だけで決められることじゃないわけで、密接に北部整備課、都市部関わっているわけですから、本来であれば計画どおり学校を造りましょうよということが必要だったんだらうと、今から考えればそういうことだったんじゃないのかなというふうに思うんですけどね。ですから、当初の学校という使用目的が、先ほどは私もよく分からないけれど、可燃性ガスなんかも貯蔵が必要な、そういう計画がそこにくるとというのは当初の計画と随分違うところに今きているのかなというふうに思うんですけどね。その辺は、まちづくりというか、都市計画という観点からいって当初の文教地区が違う用途になってしまうということでは何の問題もないんだらうかというふうに思うんですけど、いかがですか。

○都市計画課長　今回区画整理事業ということでまちづくりが進めている中で、区画整理事業が長年に及ぶ中で計画が変わるということはやむを得ずあることだとは認識しております。その中で、まちづくりの計画として変更に対してどう捉えていくかということなのですが、学校については教育委員会で推計をして小学校を2校から1校にしたということは聞いておりますし、ただ計画の中でもともと住宅地でないところをさらに住宅にして、それが人口増にはつながるんですが、子供の数が増えるというまちづくり全体に対する影響等も考えた上で、柏の葉、こんぶくろ中央地区につきましてはもともと住宅を抑制して企業誘致という計画にしておりましたので、まちづくり、都市計画上はその辺は配慮した形で計画をしていたというふうに考えております。以上です。

○平野　こちら委員の皆さんも、この経過、別にこの計画に私ら断固反対だと、そういうつもりはないんですけど、良好なまちづくりということを考えたときに、その計画に対して議会も、それから担当部署のほうも、きちんとした認識というか、意識を持ってまちはつくっていくもんで、行き当たりばったりで変更していくということではいけないと思うんですよね。そういうことの、これからも柏の葉地区も、それから東地区もまだまだどんどんまちが広がっていくというか、充実していく方向もあるんでしょうから、当初の理想としたまちになるようにぜひ努力していただきたいと思うんですよね。私たちの側も、議会の側もそういうことをきちんと監視していかなきゃいけないというふうに思います。ですから、今回の変更でここに事業所であるとか何かが進出、出てくるわけですが、それがこの地域の安全であるとか、それから環境であるとか、そういうことに悪い影響を与えないのかということをやっぱりちゃんと考えながら進めなきゃいけないかなというふうに思うんですが、都市部長にその辺の決意をお聞きします。

○都市部長　今平野委員からございましたけれども、まちはそこに何を建ててどう使っていくかというところを見ながら、やはりお住まいになっている方の生活もしっかりと環境を守っていくということも大事ですし、またまちとして研究所とか企業を呼び込んで、そこでまちの活力を上げていくという、そういう視点も大事でございますので、その両輪でやっていきたいなというふうに考えております。以上で

ございます。

○林 私ちょっと土地カンがないので、何点か確認させていただきたいんですけれど、複合市街地地区Aって設定される、先ほどおわん形っておっしゃられたけど、その部分って今多分空き地なんだと思うんですけれど、何か2つに分かれていましたよね、両方とも三井不動産の所有なんですか。

○北部整備課長 北側につきましては、三井不動産が所有をして、上と下で北と南側に分かれるんですが、大きく、北側につきましては三井不動産が現在所有していると聞いております。南側につきましては、売買のほうが済んでいると、引渡しのほうで完了しているというふうに聞いております。三井不動産から別の企業に引渡しのほうで完了しているということで聞いております。以上です。

○林 分かりました。先ほどのお話では小学校用地だったのではないかというお話だったので、公有地じゃなくなったのはいつなんですか。

○北部整備課長 もともと、南側については小学校予定地だったんですけれども、こちらのほうは公有地ではなくて購入する土地という形になります。保留地という形での設置になっているというところです。

○林 分かりました。公園地区というふうに書いてあるところがあると思うんですけれど、4.6ヘクタールの部分、これは掩体ごと誘導路がある場所だと思うんですけれど、本市の公有地になっているんですか。

○北部整備課長 西側の土地につきましては、公園予定地という形になっております。

○林 今保留地ですか。

○北部整備課長 保留地はおわん形の南側の土地が保留地、小学校予定地だったところが保留地という形になります。場所が違います。

○林 公園予定地の所有はどこなんですか。

○北部整備課長 公園緑地課になります。

○林 市が持っているんですね、分かりました。

○北部整備課長 一部基金の用地として買戻しが済んでいない土地もありますが、買戻しをされている土地につきましては公園緑地課の土地となります。以上です。

○林 分かりました。それで、複合市街地地区Bと沿道地区って書いてあるところは、先日見学させていただいたSMCの研究施設になっているという理解でよろしいんでしょうか。

○北部整備課長 そのとおりです。

○林 分かりました。それで、今回の議案は、用途地域の変更によって研究施設を建てられるようにして、その上で高度地区の設定と地区計画の変更によって制限を追加したり強化したりすることで周辺環境の悪化をなるべく防ごう、防ごうってしたような内容の提案なのかなと思っているんですけれど、そういう理解でよろしいですか。

○都市計画課長 今回の案に関しましては、おっしゃるとおり用途地域の変更によ

って危険物貯蔵量が増える研究開発施設が立地できるようになったというところ
と、地区計画の案をつくる中、もしくは途中で御意見をいただいて市の案を修正す
る中で周辺環境への配慮をさらに強めた内容に制限を強化するということを途中で
対応を行った最終的な案ということで都市計画決定まで至ったということになりま
す。以上です。

○林 途中で御意見をいただいたから、制限をちゃんとしようと言ったというところ
がすごく重要だと思うんですね。それは都市計画提案の内容よりも制限を強化
するというふうになったということだと思うので、それは三井不動産の都市計画変
更の説明会の後、縦覧があった後、公聴会で意見が出されたから、そこで書き換え
られたというようなことでよろしいのでしょうか。

○都市計画課長 2回変更を行っておりまして、1度目は提案があった内容を柏市
の案をつくるという段階で1度制限を強化しておりまして、手続を進める中で、お
っしゃられたように公聴会で御意見をいただいた中で地域からの要望が強いという
ところで、危険物の貯蔵庫の配置できる場所についてさらに制限を強化したという
ことになります。以上です。

○林 分かりました。じゃ、三井不動産がまず計画提案してきた後、一度柏市とし
てもさらに制限を強化しようというふうにしたことなんですね。これがすごく重要
だと思うんですね。事業者の計画をそのまま受け取らないというか、柏市としての
視点も入れて、住民からの意見もちゃんと聞いてそれを反映させていくという、
このプロセスがすごく大事だと思うんです。これを布施南地区ではうまくできてい
なかったんじゃないかと、だから今問題が大きくなっているのかなって私は理解し
ているんですけど、今地区計画の決定については公聴会を特にやらなくてもよい
規定になっているというふうに先日お話を伺ったんですけど、今回は用途地域の
変更と地区計画決定を一体の都市計画と捉えて公聴会が行われた。周辺環境に配慮
する提案にまとめたのではないかって考えると、説明会があって、縦覧があって、
公聴会があって、修正案の縦覧があってという段階をこれからちゃんと踏んでい
けば常に住民に配慮された計画になっていくんじゃないかなと思うんですけど、
いかがでしょうか。

○都市計画課長 今回の都市計画変更に関しまして、地区計画に関しては法律の規
定上はその区域内の権利者からの意見を取り入れて計画をつくるという規定になっ
ておりまして、それ以外の都市計画に関する用途地域の変更等については権利者及
びその周辺も含めた意見を取り入れてつくるということになっているという一応法
律上の整理がありまして、地区計画については公聴会をやってはいけないというこ
とじゃないんですけど、公聴会等ということで説明会を行って、その中で意見を取
り入れるという対応を行っております。今回手続を進める中でもいろいろこちらの
都市計画の手続についても御意見をいただいておりますので、より住民の方、周辺
の方に対して意見を取り入れてできないかということは今後も手続の中で検討して
まいりたいと考えております。以上です。

○林 法律上は地区計画の策定のときは公聴会をやらなくていいというふうになっていたとしても、本市は今後もこういうプロセスを踏んでいただきたいなと思います。特に今回危険物貯蔵庫を住宅地側に建設できなくなったという制限は非常に重要だと考えますので、ぜひ住民の意見をどうやったら取り入れられるのかというのを常に考えていただきたいなと思います。それで、ちょっと気になっていたのは今回の資料の出し方なんですけれど、柏の葉医療・研究開発地区の地区計画のほうについては具体的な変更点は分かりやすい表現への修正とか、文言の並び替えとか、重複の削除とか、実質的に大きな変更はないという理解でよいでしょうか。

○都市計画課長 今回の柏の葉医療・研究開発地区につきましては、内容としては大きく変更はないものであります。以上です。

○林 それが議案説明資料だけを見ていたらまいち分からなくて、それで審議会の資料をいただいて初めてよく分かったんですけれど、こういう詳しい資料を議会にも提示する必要があるんじゃないでしょうか。

○都市計画課長 今後議案資料につきましては、分かりやすい資料ということでまた検討してまいりたいと思います。

○林 よろしく願いいたします。以上です。

○渡辺 今回の議案9号の条例改正の部分なんですけれども、基本的には企業誘致のための制約条件解除をするための取組かなと思っています。これまで平野委員等もおっしゃっていたとおり、それにより地域全体のまちづくりを考えたときに特に住環境や生態系への影響というところを少し気にしておりまして、具体例でお伺いさせていただきたいと思います。まず、住環境というところでいうと、これは私の一般質問でも取り上げさせてもらったんですけれども、今回SMCさんが4月に開業したことによってかなり昼間人口、このエリア増えたかと思っています。それによって都市軸道路と二番街と、あとふじ池の交差点のところのかなり横断も増えたという状況の中で右折滞留が発生したりとか、横断する方が渡り切れなかったりとかというのが少しずつ散見されるような状況になっています。今回さらに特にこんぶくろ池中央地区の開発が行われると面積的にはSMCさんよりもかなり大きい状況だと思いますので、昼間人口倍増するんじゃないかというイメージを皆さん市民の方持たれると思うんですけれども、加えて都市部長の御答弁にもあったとおり都市軸道路も令和10年開通してというところで交通量も増えて、この辺の交通マネジメントをどうするのかというところは住民の皆さんも気にされると思っています。この点に関して柏市のほうであらかじめ予測をしたりですとか、今後調査をしようというような計画があればお示しいただけますでしょうか。

○北部整備課長 こちらのほうにつきましては、まだ詳細な状況は分かっていないので、調査等の検討はないんですけれども、こちらの区域につきましては研究開発機関という形で設けていますので、SMCさんは1,400人ということで研究開発機関としては異例なのかなと思っておりまして、JSWさんのほうは多分多くても100人ぐらいというところで聞いておったりもするので、まだ企業がこういった形でという

形がはっきりしない時点では明確にはお答えできないんですけども、ＳＭＣさんのような1,400人規模とかいうところではなく研究機関ということなので、ある程度人数のほうは抑制というか、多くはないんじゃないかなと想定はしているところです。以上です。

○渡辺 その人数予測に合わせて今後の交通マネジメントとかを検討していくということで理解いたしました。

あと、もう一つ、生態系に関してなんですけれども、今回この開発エリアに隣接してこんぶくろ池、東京ドーム４個分ぐらいの里山の自然があって、よくこんぶくろ池の皆さんとか気にされているのが、例えば開発があることによって周辺の開発エリアの舗装の状況、アスファルトでどれぐらい覆われているのかによって湧水、湧き水がどれだけ出るのかというのにも差異が発生するらしいですし、例えば先日ＳＮＳでも見たんですけれども、開発に伴って芝をまきますと、でも里山保全団体さんからすると、芝ってほとんど外来種だったりするので、外来種が入ってしまうことに対するリスクも発生するということもあって、過去の協議でもできるだけ緑をつくるにおいても在来種をまいてくださいとか、そういったリクエストが来ているんじゃないかなと思っています。今回、私もなんですけれども、ここまでこんぶくろ池の周りが開発されるかというのは誰も想像していなかったと思うので、こういった状況になった上で里山保全団体さんとかとは今どういった自然環境維持に対する議論が行われているのか、お示しいただいてもよろしいでしょうか。

○北部整備課長 こちらの街区につきましては、やはり緑を多く残したりとか、今委員から御指摘のありましたこんぶくろの湧水の問題ですとか、いろいろな環境上の影響があると考えております。企業決まった際には、植樹等を設ける際につきましてはＮＰＯ団体の意見を聞いたりとか、そういった形での樹種の選定に当たっても公園部署とＮＰＯとも協議をしながら樹種のほうは決定していきたいと考えているところです。また、雨水に関しましても、なるべく地面に返すような形で浸透の配管を設けてもらうですとか、浸透するような形で今後北部整備課としても業者が決まった際には指導のほうをしていきたいというふうに考えております。その辺の話につきましては、提案した時点で三井不動産さんとも協議のほうをさせていただいている状況となっております。以上となります。

○渡辺 ありがとうございます。こちら緑園の道構想の緑があふれる側の視点になりますので、そういったところ、上流の計画にもあったかと思えますけれども、今後も開発と環境保全、住環境保全というところがしっかり両立されてすばらしいまちづくりが進むように期待したいと思います。以上です。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ質疑を終結いたします。

○委員長 これより採決いたします。

議案第９号、柏市地区計画区域内建築物制限条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第9号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了します。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。お疲れさまでございました。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いします。

○委員長 次に、議案第2区分、議案第17号、令和8年度柏市水道事業会計補正予算についてを議題といたします。

本議案について質疑があれば、これを許します。

○田口 では、お願いいたします。それでは、水道料金減免事業ということで、事業費が5億985万円ということですね。それで、財政課の説明では、千葉県の方で県民の水道料金の補助として基本料金足す従量料金の合計の20%の4か月補助ということの方針で、それを柏市の上水道に当てはめた金額、これを柏市の上下水道局が計算をして千葉県に報告したというふうに聞いているんですが、この事実と、それからその詳細お願いいたします。

○料金課長 こちらなんですけれども、令和7年の11月21日に予算規模2兆円規模の経済政策が閣議決定されました。それを受けまして、11月27日、千葉県の水政課のほうから、この千葉県交付の重点支援地方交付金を使いまして市内各団体の水道料金の減免を検討しているので、アンケートをお願いしたいという形でアンケートが参りました。そのアンケートの中身なんですけれども、過去4か月分の、水道料金の見込額と、あとはシステムの改修費及び広報費、その他経費のことについて報告をしてくださいということで、12月の2日に報告いたしました。その後、1月21日に県のほうから説明会がございまして、3月になりまして千葉県議会で補正予算が成立し、3月30日に交付限度額として柏市のほうに報告があったような、そういう形でございます。以上でございます。

○田口 ありがとうございます。柏市上下水道局は、最後の計算までされてということではなかったということで理解してよろしいのでしょうか。

○料金課長 私どものほうで提供したのは、令和7年7月から10月までの25ミリ口径以下の水道料金及び30ミリ口径以上の水道料金及び令和7年に実施しました基本料金無償化に伴う諸経費、事務経費のことについて報告しまして、それを基に千葉県のほうで算定した金額が今回の交付限度額でございます。以上です。

○田口 ありがとうございます。それでは、柏市上下水道局は交付金が幾ら来るというふうに予測をされていたわけではないということではよろしいのでしょうか。

○料金課長 全く分からなかったわけではないと思うんですけれども、正確な金額を把握したのは3月30日でございます。以上でございます。

○田口 経緯は了解いたしました。柏市の基本料金2か月分、これを少し補充をして決められたということだと思います。大まかには理解しましたんで、ありがとうございます。

○林 この議案見たときに県との設計の違いが気になって、ちょっと料金体系を比べてみたんですけれど、県は基本料金が安くて従量料金がなくて、柏は基本料金がなくて従量料金が安い構造になっているから、今回の形になったのかなと思ったんです。水道事業のコストって管路の維持とか更新とか固定費の割合が高いので、それを考えれば基本料金が高いという構造のほうが経営は健全なのかなと思うんですけれど、全国的に見て柏市の水道料金の構造って、これは一般的な形なんですか。

○経営企画課長 大体水道のほうになりますと、こちらにつきましては日本水道協会などで水道料金の算定要領などがございまして、そちらを基にしていますので、ほぼ変わらないかなと思います。以上です。

○林 分かりました。ありがとうございます。以上です。

○田中 すみません、8月、9月分の検針分の基本料金、柏市でやった前回の基本料金の免除、減免とほぼ一般家庭で同じ金額ぐらいかというのをちょっと教えていただければなと思います。

○料金課長 このたび私どものほうで基本料金の無償価格、こちらを算定しましたところ税抜きで4億5,830万、前回なんですけれども、こちら4億4,870万ですので、ほぼ同じような金額で推移するものと考えております。以上でございます。

○田中 ありがとうございます。そうすると、一般家庭25口径、35口径、一般家庭で大体月額幾らぐらいになりますか。

○料金課長 千葉県の方法と柏市の方法で算定をしましたところ、柏市の場合是一般家庭というよりか、全口径、全てのそういう水道使用者様に対して減免をするので、大体1件当たり平均300円ぐらい柏市のほうが支援のほう多く認められるというふうに考えております。以上でございます。

○田中 分かりました。以上でいいです。

○渡辺 国から下りて、県から下りてというところなので、反対するものではないんですけれども、柏市としてどう捉えているかというところでお伺いさせてください。まず、今田中委員からも質問あったと思うんですけれども、すみません、1世帯当たり平均的な減免額というのは幾らぐらいになるか、要はその家庭から見て幾らぐらい今回の補助金でカバーしていただけるのかというのを知りたいのかなと思うんですけれども、そちらについてお示してください。

○料金課長 1件当たりの平均というのは今ちょっとたたいはいないんですけれども、13ミリから25ミリ口径、こちらが恐らく一般家庭の使用水量だと思われます。昨年度の7月のデータなんですけれども、こちらが総額で4億4,800万円なんですけど、一般家庭が4億3,200万円、30ミリ口径以上のいわゆる事業者が使っていると思われるのが1,500万円ですので、そちらを割りますと一般家庭ですと平均しまして約2,100円程度というふうに考えてございます。以上でございます。

○渡辺 ありがとうございます。一般家庭、イメージすると4人世帯ぐらいの勝手なイメージがあるんですけども、例えば柏市内に高齢者で単身世帯もあると思いますし、大家族もあると思っています。そうしたときに、水道料金の減免というのは行政の事務負担も少ないと思いますし、できるだけ幅広く市民の方々にという意味ではすごく適した対応だと思っはいるんですけども、そういう水道料金の減免だとあまりメリットを享受できない方もいらっしゃるんじゃないのかなと少し思っていて、その点に関して柏市としてどのように捉えているか、お示しいただけますでしょうか。

○料金課長 こちら水道料金の減免のほかに、柏市自身でいただきました交付金、こちらをお一人お一人に直接支援するような形で5月下旬から5,000円を支給という形に考えておりますので、これと、あと水道の基本料金免除、無償化を合わせまして、所得制限に関わりなく全ての方にひとしく支援ができるものというふうに考えてございます。以上でございます。

○渡辺 承知いたしました。今回夏場で水道料金減免ということなんですけれども、夏というところ恐らく1年の中で一番水道を使うだろうし、その年々の降雨量によっては、お水節水してくださいみたいな状況もあり得るんじゃないのかなと思っています。夏に水道料金減免するというの私が議員になってから記憶にはないんですけども、どのように捉えて、どういった対応が必要になると思われていますでしょうか。

○料金課長 このたび8月、9月という形で水道料金の無償化を行うんですけども、やはり議員おっしゃるとおり8月、9月は夏で一番水道料金がかかるタイミングでございますので、これに合わせて無償化したほうが市民の皆様により広く支援ができるのかと考えております。以上でございます。

○委員長 ほかに質疑はありませんか。——なければ質疑を終結いたします。

○委員長 これより採決いたします。

議案第17号、令和8年度柏市水道事業会計補正予算についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で第2区分の審査を終了します。

次に、第3区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。お疲れさまでした。あわせて、関係する各課で入室していない方は休憩後に入室をお願いします。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2時 2分休憩

○

午後 2 時 1 2 分開議

○委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員長 質疑を続行いたします。

次に、議案第3区分、議案第18号、工事の請負契約の締結について（柏たなか駅エスカレーター整備工事）を議題といたします。

本議案について質疑があれば、これを許します。

○田口 では、お願いいたします。それでは、議案の説明にあります契約の相手方ですけれども、こちら東鉄工業株式会社とありますけれども、その選定の経緯とこの会社がどういう会社かについてお教え願います。

○道路整備課長 今回の工事の選定に当たりまして、入札選定委員会を経まして令和8年3月25日に公告を行いまして、5月の12日に開札されまして、5月の12日に仮契約の締結と至っております。東鉄工業の会社としましては、東京都新宿区に本店を有しておりまして、鉄道関連工事を専門的に行っている会社でございます。市内の発注工事の受注実績はございませんが、JRの工事を中心に線路メンテナンス工事や鉄道道路インフラ整備工事、駅改修工事など豊富な実績があることと把握しております。以上です。

○田口 1者のみ入札ということなんで、ほかはほかの会社からというような何の情報もなかったんでしょうか。

○道路整備課長 私どものほうにそういった情報は特にございませんでした。以上となります。

○田口 ありがとうございます。それでは、議員のほうにも一部お知らせをいただきはしたんですけれども、東鉄工業につきまして昨年11月、都営地下鉄の軌道保守工事及びこの5月に北海道新幹線の軌道敷設工事の入札をめぐりまして独占禁止法違反、新聞報道では談合疑いとありましたけれども、公正取引委員会の立入検査を受けているということです。この点について、知り得る限り詳細に御説明をお願いいたします。

○道路整備課長 報道などの発表によりますと、東京都交通局が発注しました都営地下鉄や都電軌道保守工事の入札をめぐりまして複数の土木業者が受注予定者を事前に決めるなどの談合の疑いで、立ち入った公正取引委員会が立入検査を行ったという報道がございました。また、先ほど北海道新幹線軌道工事における談合疑惑につきましては、今年の令和8年5月19日に札幌までの新幹線延伸工事におけるレール敷設の入札をめぐり、複数の建設会社が受注に関して事前に取り決めを行っていたという疑いで取引委員会の立入検査を行ったものと聞いております。これらの発表を受けまして、東鉄工業に関しましては発表によりますと2件の独占禁止法違反疑いにより公正取引委員会の立入検査を受けたことを重く受け止めまして、6月5日の取引委員会において社外取締役や社外監査役を含めた有識者により構成する有識者調査委員会を設置したとのことです。目的としましては、このような事態に至っ

た原因や背景及びこれらに対する再発防止策などについて公正で客観的な調査を実施しまして、それらに基づく提言を得ることを目的としております。以上となります。

○田口 私も報道で知り得る限りですけれども、まず都営地下鉄、これは報道で1者当たりの受注額というのが大体どのぐらいというのは出ていまして、あとは北海道新幹線の落札総額、これも出ておりましたけれども、それぞれ幾らと、報道でということになると思いますけれども、どのように認識していращいますか。

○道路整備課長 申し訳ございません、金額につきましては詳しくは確認はしておりませんが、都営地下鉄に関しましては路線担当を調整して安定的に利益確保を図っていたという疑いがかかっている模様でございます。また、北海道の新幹線の談合につきましては、入札不調を回避したり事業を円滑に進めようとしていた可能性の疑いがあるというふうにはお聞きしております。以上です。

○田口 これは、報道によるということですが、都営地下鉄の場合は1者当たりの受注額が数千万円から2億数千万円で、北海道新幹線は、これは総額ですが、計200億円と非常に問題が大きくなっているということだと。金額だけの問題ではないと思いますけれども、そういう問題です。2つというのは非常に大きいんじゃないか。その2つとも非常に大きな問題だと思いますけれども、それで先ほど東鉄工業株式会社のほうが6月5日付、ホームページでも発表しておりますけれども、元公正取引委員会委員を含む外部の有識者調査委員会を設置したと、こういう非常に重い対応をしているんですけれども、今回の柏市との契約、非常に会社としては組織の存亡に関わるような事態だと思いますけれども、会社の中できちんと会社が正常に機能する、こういうところに至ることを勘案して、この契約を取り下げたりですか、それからまたきちんとした内部の調査、そして方向性が定まるまで契約を待ってくださいなどの話はあったんでしょうか。

○道路整備課長 現在のところ調査段階ですので、事業者を入札に参加させない、また契約しないなどの示威的な入札や契約手続を取りやめるということは適切ではないと考えております。会社のほうからも、報道されている内容以上のことは現在のところ把握できませんということで回答をいただいております。以上です。

○田口 すみません、誤解があるといけませんけど、先ほどの質問は柏市側から契約解除を要望してくださいというような質問ではなく、向こうからどういうふうな問合せがあったのか、なかったのかという質問でございますので、それは誤解のないようによろしく願いいたします。私から以上です。

○林 まず、入札からお聞きしたいんですけど、これって何回目ですか。

○道路整備課長 今回3回目となります。以上です。

○林 2度不調になった理由は何ですか。

○道路整備課長 まず、1回目の不調に関しましては、入札金額が予定価格をオーバーしていたということでお聞きしております。それと、2回目の入札につきましては、審査段階で手挙げがございまして、入札に至らなかったということで不調

となっているということでお聞きしております。以上です。

○林 本来入札参加資格がありそうな事業者というのはどれぐらいあるんでしょうか。

○契約課長 今回は、民間も含めて広く入札参加の実績の要件を含むということで行っております。通常の入札ですと官公庁のみということで過去の実績要件というのを求めているんですけれども、今回は広く求めておりまして、1,200点以上の業者ですと全部で174者いらっしゃいます。その中で官公庁の実績が確認できたのが18者で、ちょっと民間の実績というのが分からないので、民間を含めるとこの174者の多数が条件を満たしているのかと思われます。以上です。

○林 1回目の超過のときは何者手挙げしたんですか。

○契約課長 1者のみでございました。以上です。

○林 その1者は、今回の3回目と同じ1者ですか。

○契約課長 そのとおりでございます。

○林 入札参加者がとても少ないのは何でなんですか。

○契約課長 どうして参加しないかというところまでは具体的には分からないんですけれども、過去の本市のエスカレーターの発注工事でも非常に入札の参加者がなかったという経緯もございます。あと、官公庁の実績でエスカレーター工事を含むというのも18者ということで非常に少なかったというのもその要因の一つであると思います。以上です。

○林 分かりました。じゃ、3回目の入札でようやく落札になって、しかもその落札者に疑義が発生してしまったという、ちょっと大変な議案かなと思うんですけれども、まず今9者が公正取引委員会から立入検査を受けていて、その中にこの落札者があるということで、立入検査の結果、排除措置命令とか課徴金納付命令とか、そういう処分がいずれ下されるか下されないかはまだ分かりませんが、それまでに、ちょっと調べたところ一、二年かかる場合もある、場合によってはもっとかかるかもしれないというようなことなんですけれども、この認識に間違いはないでしょうか。

○道路整備課長 あくまでも一般的にということで、非常に調査に時間がかかっているような例が多いというふうには認識しております。以上です。

○林 通常入札参加資格の停止措置とか契約解除条項とか、そういうのは処分が確定したときとか逮捕、起訴されたときとか、そういう要件になっているのかなと思うんですけれども、本市ではどうですか。

○契約課長 本市の指名停止要領も同様です。こちらは国の公契連モデルというものを基に同じように設定していますので、今おっしゃっていただいた内容と同じとなります。以上です。

○林 そうなると、立入検査が行われたのが仮契約の直前だったと思うんですけれども、だからといってそれを理由に仮契約をしないという選択肢はなかったし、立入検査を受けたことだけを理由に本市が本契約を拒否することもできないという認識

でよいでしょうか。

○契約課長 そのとおりでございます。

○林 仮にもし立入検査を理由に本契約を拒否したりとかしたら、逆に本市が事業者側から損害賠償請求受けるとか、そういう法的リスクが発生しちゃうのかなと思うんですけど、いかがですか。

○契約課長 考えられるとしたら、そのようなことも考えられると思います。以上です。

○林 一方で、この議案が可決して本契約にあって、本工事の施工期間中に公正取引委員会による排除措置命令とかの処分が確定した場合なんですけれど、そういう場合に本市の契約条項ではどのようなペナルティーになるんでしょうか。

○契約課長 この案件でエスカレーター工事に限定したお互いの契約ということになりますので、こちらに対するペナルティーというのは特にございません。その後、入札に指名停止をかけたら、その後の入札に参加できないというようなペナルティーとなります。以上です。

○林 その結果が出るまでにしても時間がかかるし、このまま進めたとしても、例えば工事期間中に処分が確定して、それで何か本市が工事をやめなければいけないとか、そういうような事態にはならないという理解でよろしいですか。

○契約課長 そのとおりでございます。

○林 本市の顧問弁護士等に、このまま本契約しても法的なリスクとかないかどうか、そういう評価とか相談はされていますか。

○道路整備課長 今回の契約に関しては、特に弁護士さんに相談してはおりません。以上です。

○林 分かりました。事業者からも特にあちらから契約解消の申出もないし、報道以上のことは分からないというようなお話だったと思います。例えば私はこのまま進めて大丈夫なのかなというところを一番心配しているんですけど、その辺は本市としてはどういうふうにお考えなんでしょうか。

○道路整備課長 まず、契約手続に関しましては今御説明させていただきましたとおりなんですけど、あと施工につきましても実績等も間違いなく確認しておりますので、問題はないかと考えております。以上です。

○林 ちょっと仮にお聞きしたいんですけど、もしも議会がこの議案を否決したりとかすると本契約ができなくなるんじゃないかなと思うんですけど、その場合入札やり直しになると思います。ただ、3回目でもうやく落札して、しかも1者しか参加していなかったという現状を考えれば、なかなかほかの事業者が手を挙げるといのも考えにくいんじゃないかなと思いますけれど、その辺の想定は何かされていますか。

○道路整備課長 具体的な想定はまだしてはおりませんが、このまま4回目というのはちょっと考えにくいので、改めて施工に関して再度確認した上で検討した上で方向性を確認して決めていきたいと考えております。以上です。

○林 分かりました。以上です。

○平野 都営地下鉄の件にしても北海道新幹線の件にしても談合が疑われているわけですね。公正取引委員会が立入検査に入ったというだけじゃなくて、この東鉄工業の側も企業としても何があったのか調査委員会を設けるということになっているわけで、私はこういうことからいうと、この東鉄工業が例えば公正取引委員会の立入検査はあったけれども、これはぬれぎぬであると、談合なんかしていないというふうに主張しているのか、そういうのを情報として聞いていますか。東鉄工業の側がこれは事実と違うと、ぬれぎぬだというふうに主張しているのかどうか。

○道路整備課長 現段階では立入検査を受けたということで東鉄工業側も発表しているのみで、自らのぬれぎぬということが、談合があったという発言は特に認められておりません。以上です。

○平野 この場合は、自ら社内というか、社外の取締役と外部有識者でこの調査委員会を設置したということからも、自らの会社で誰が関わっていたかはこの調査をしないと分からないけれど、そういう不正があったんだと、あったんだろうということは会社としても認めていると思うんですね。そういう企業と柏市が契約を交わして、何事もなかったかのようにこの事業を進めていいんだろうかというふうに思いますので、これは私は一旦立ち止まって、それでどうするかということは慎重に検討して方向を見いだすべきだというふうに思います。そうじゃないと裏でどんな不正をやっているようにと契約が成立すればそれでいいという、そういうことはやっぱりやってはならないんじゃないのかなというふうに思いますよね。だから、一旦立ち止まるということを求めたいんですが、どうでしょうか。

○道路整備課長 有識者調査委員会を設置して公正で客観的な調査を実施しますということです。その調査を見守りたいという一面もありますが、現段階ではあくまでも調査の段階ですので、先ほど申し上げましたとおり入札や契約手続を恣意的に取りやめることは適切ではないと考えております。以上です。

○平野 これは、この間の駐輪場の委託事業の件もありましたけれども、何だかこういう企業が柏市に寄ってくるというか、集まってくるような、そういうことになってはいけないので、こういう問題が起きたときにはやっぱり自治体としては厳しく対処するということがないと同じことを繰り返すんじゃないかなというふうに私は思います。以上です。

○渡邊 何点かお聞きしたいんですけど、保守点検はどちらの業者さんを予定していますか。

○道路整備課長 保守点検につきましては、今の段階で決定しておりません。以上です。

○渡邊 分かりました。柏市が所有しているエスカレーターって大体年間の保守って幾らぐらいかかっていますか。

○道路整備課長 すみません、今保守費用に関しましては金額持ち合わせておりません。申し訳ございません。

○渡邊 ありがとうございます。じゃ、ちょっと質問変えます。西口のエスカレーターのほうも屋根つくじゃないですか、基本的にエスカレーター両方。そこから駅に着くまで一回雨ざらしという言い方は失礼ですけど、アーケードとか、そういう予定と違ってありますか。

○道路整備課長 今回の工事につきましてはエスカレーター上部のシェルターのみを予定しておりまして、別途通路のほうのシェルターに関しましては検討している段階でございます。以上です。

○渡邊 ありがとうございます。柏たなかの住民の皆さんすごく楽しみにしていますので、ぜひよろしく願いいたします。私からは以上です。

○林 すみません、今回のことで改めて思ったんですけど、今の本市のやり方で入札談合で1者入札になってしまう。今回のことがそうだというわけではないんですけど、入札談合で1者入札になってしまう可能性というのは否定できないし、何よりそれを防ぐことというのはなかなか難しいのかなと思うんですけど、何かお考えがありますか。

○契約課長 1者の入札談合というと、想定しているのは事前に打合せを行った上で1者しか参加しないということかなというふうに想定はされるんですけども、入札に参加した段階ではどうしてもそこは防ぐことはできないかなと。ただ、指名停止等でペナルティーとか、あと公正取引委員会で課徴金納付命令とか排除措置命令という大きな罰則の措置がありますので、そういうところでの抑止力になるかなというふうに思っております。以上です。

○林 分かりました。ありがとうございます。

○委員長 ほかに質疑は。――なければ質疑を終結いたします。

○委員長 これより採決いたします。

議案第18号、工事の請負契約の締結について（柏たなか駅エスカレーター整備工事）を採決いたします。

本案を原案のとおり可決するに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長 以上で議案の審査を終了いたします。

次に、請願を議題といたしますが、請願の審査に関係しない執行部の方は退席されて結構です。お疲れさまでございました。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

○委員長 次に、請願を審査いたします。

なお、請願の審査に当たって委員長より改めてお願いいたします。委員より執行部に対して確認をする際には、請願の主旨に即した内容に限ったものといたします。

くれぐれも一般質問や執行部への要望とならないように御注意ください。

請願第1区分、今期定例会で受理した請願47号、地域経済を支える小規模事業者等へのインボイス制度の影響把握を求めることについて、主旨1から3を議題といたします。

本件について質疑並びに意見があれば、これを許します。

○田口 では、よろしくお願いいたします。主旨3つともでよろしいですか。

○委員長 主旨1から3を議題とします。

○田口 両方にまたがるものもあったりはするんですけども、主旨1に関してというようなことで質問いたします。昨年度の議会の委員会にても、全く同じではないんですが、請願が行われました。柏市においてこのインボイスの影響把握を柏市の商工会議所などということだったんですけども、そのときも述べましたけれども、日本商工会議所と東京商工会議所、これが一昨年も行われたんですけども、それに引き続きまして昨年2025年9月9日、前の年も同じ日なんですけども、中小企業におけるインボイス制度等に関する実態調査の結果を報告しております。昨年の2025年9月9日の回答事業者は全国の2,710者ということで、柏市の業者も昨年の答弁ですと昨年の委員会でも20者程度ではないかと回答していただいているんですけども、今回も、恐らくですが、それに近い柏市の業者が回答しているのではないかと思います。そこで、質問ですが、柏市における小規模事業者数というのは直近の調査で幾つでしょうか。

○商工観光課長 こちら推計になるんですけども、約7,000というふうに推計しております。以上でございます。

○田口 ありがとうございます。その中の、去年の御回答ですと20者程度ということで、やはりアンケートのデータとしては少ないかなと思いますので、柏市でもこの調査をとすることは私も請願のとおりかと思っております。

それで、次ですけども、昨年9月9日の、主旨1、主旨2にまたがりますが、日本商工会議所と東京商工会議所の去年のアンケートに関しまして御認識をお伺いしたいんですけども、インボイス発行事業者のコスト増の有無について、コスト増ありというものは何%の報告と認識されていらっしゃるのでしょうか。

○商工観光課長 調査の中で売上高1,000万以内の事業者の回答となりますが、コスト増と回答したのが45.8%となります。以上です。

○田口 その増加コストの例としても挙げられていると思いますけれども、どのようなものが挙げられているのでしょうか。

○商工観光課長 インボイス制度、書類の確認であったり保管が必要になりますので、そちらの人件費などがかかっていると推測しております。以上でございます。

○田口 すみません、人件費、例えば事務スタッフの残業代ですとかの具体的なものも挙がっておりますけれども、それ以外も挙がっていたと思うんですけども、主に大きく4つぐらいを挙げてあったと思うんですが、残り3つ、もし分かりましたらお願いします。

○商工観光課長 調査で挙がっておりますのが、仕入先の登録状況の確認、インボイス登録番号の確認、記載要件の確認、消費税率、税額の確認、インボイスの保管という項目が挙がっております。以上でございます。

○田口 ありがとうございます。すみません、私が見ているページと若干、内容としてはよろしいかと思うんですけれども、私が見ている資料のページで申し上げますと、先ほどの事務スタッフの残業代のほか、既存システムの改修、それから税理士への顧問料、それから新規システム導入などというものも挙がっているかと思います。よろしくお願いします。

では、続けまして、インボイス導入により事務負担増の有無で、事務負担増ありは何%と出ていましたでしょうか。

○商工観光課長 事務負担増ありは、同様に売上高1,000万以内の事業者におきましては73.4%でございます。以上でございます。

○田口 ありがとうございます。それでは、先ほどとほぼ同様の趣旨で質問しますが、増加した事務負担にはどのようなものがあるかと出ていますでしょうか。全部で5つほど出ているかと思います。お願いいたします。

○商工観光課長 先ほどは失礼いたしました。先ほど事務負担増のところを読み上げてしまいました。仕入れ先の登録状況の確認、インボイス登録番号の確認、消費税率、税額の確認、記載要件の確認、買手側から差し引かれた振込手数料相当額の経理処理が挙がっております。以上でございます。

○田口 ありがとうございます。どれもかなりのパーセンテージがあるところで、一番初めにおっしゃった仕入れ先の登録状況の確認、管理というのは74.8%ということで回答の中にはあったかと思います。結構大変だということが私も見てとれました。

続けまして、主旨3に関して、すみません、あちこち流れで飛んでしまうところがありますけれども、主旨3に関して、この調査で負担軽減措置に対する意見に関しまして、これが私が見たところ8ページというところに出ていたんですが、こちらの2割特例についての意見に関して2割特例の延長を求める意見というのは何%だったでしょうか。

○商工観光課長 こちらの調査におきましては、73.5%の事業者が回答しております。以上でございます。

○田口 ありがとうございます。この2割特例というのが今回なくなると言われましたけれども、後で述べますけれども、また違った形になるというようなことであるんですけれども、では続きまして、先ほどの調査におきまして税負担、事務負担等を訴える声としまして、インボイス事業者になったところ、これは消費税負担が利益をどうしているというふうに言っていますでしょうか。

○商工観光課長 こちら調査におきましては、インボイス事業者になったことで消費税負担が利益を圧迫しているという回答が主な声として記載されてございます。以上でございます。

○田口 それでは、また今度の9月でしょうか、2割特例終了時には負担についてどういう懸念があるという声が上がっていたのでしょうか。

○商工観光課長 こちら調査におきましては、終了時には負担が増加することが懸念されるというふうに記載ございます。以上でございます。

○田口 ありがとうございます。次は、柏のことにちょっと目を移しますと、主旨全てに関連するところなんですけれども、柏商工会議所におきまして月ごとに柏の景気情報というものを発行しております。インボイス制度導入開始直後の、2023年10月1日に制度が開始されたわけですけども、この10月の柏の景気情報調査結果でのいろいろページがあるんですけども、全国の商工会議所の早期景気観測というページがあるんですけども、ここにおいては、深刻な人手不足に加え、インボイス制度等の課題への対応も重なり、中小企業の業況はどうなったというふうに述べているのでしょうか。

○商工観光課長 すみません、ちょっと今確認できません。申し訳ございません。

○田口 ちょっと細かいところで申し訳ない。悪化したというふうにそこには書いてございました。全国のものということでございます。それで、その中に柏の景気情報におきまして、これは柏市の業界内トピックスということでしょうが、サービスのゴルフ練習場の方からの回答としまして、インボイス、電子帳簿保存法対応により事務量はどうなったと言っているのでしょうか。

○商工観光課長 インボイス、電子帳簿保存法対応により事務量が増えているという記載がございます。以上でございます。

○田口 ありがとうございます。柏市でも確かに悪化及び事務量も増えているという声が上がっていたということです。

それでは、主旨3です。2割特例に関して、こちら主旨3のほうには2割特例の記載があるんですけども、先ほども述べましたけれども、インボイス制度に関する税制改正について御説明いただけますでしょうか。

○商工観光課長 2割特例に関係します税制改正なんですけれども、まず2割特例につきまして、こちらは免税事業者から新たにインボイス発行事業者になった方を対象とした制度でございます。通常消費税の原則、こちら一般的には本則課税と申し上げますが、こちらでは売上げに係る消費税から仕入れに係る消費税の額を差し引くことができます。ただし、その際は請求書1件ごとに消費税額を積み上げて計算する必要があります。しかし、この2割特例を適用する事業者につきましてはこの煩雑な積み上げ作業を行うことなく、一律で売上げに係る消費税の8割を控除し、残りの2割を国に納めればよいこととなっております。こちらの特例は令和8年9月末日までの暫定の措置でございましたが、令和8年度の税制改正によってこの措置が一部延長されてございます。令和8年10月からは売上げに係る消費税の7割を控除できる3割特例が新たに設けられ、期限が2年間延長されてございます。令和10年の決算まで適用となります。なお、この3割特例を適用できるのは個人事業主のみとなっております。以上でございます。

○田口 ありがとうございます。それでは、ちょっと戻りますけど、主旨2の柏市の小規模事業者等への支援策についてなんですけれども、実態把握について柏商工会議所などとの連携をということなんですけれども、主旨2、支援を具体的に行う、いろいろやり方あると思いますけれども、例えば柏商工会議所の経営指導員という方に期待するところもあると思いますけれども、柏商工会議所には経営指導員が何人ぐらいいらっしゃるって、その業務内容というのはどういうものでしょうか。

○商工観光課長 令和8年度、柏商工会議所におきましては経営支援員が9名在籍してございます。職務内容としましては、中小企業、小規模事業者、個人事業主を対象として経営相談などを行うという業務でございます。以上でございます。

○田口 ぜひインボイスの実態把握とともに商工会議所等とも連携をして、小規模事業者等への支援も柏市も主体的にやっていただきたいと思います。

続けまして、その支援策に関連してですけれども、インボイスとその対応、これ消費税のことでもありますので、専門家として税理士が挙げられると思いますが、柏市では、これは主に相続税ということではあると思いますけれども、市役所本庁舎や沼南庁舎で税理士による税務相談ということを行っているようですが、インボイスに関する相談としてもここを活用、もしくは事業の拡大ということも考えられるんじゃないでしょうか、いかがでしょうか。

○商工観光課長 柏市役所本庁舎で実施しております税理士相談につきましては主に相続と、議員御認識のとおりでございます。個人の方を想定している税理士相談というふうに伺っております。また、消費税と相続と分野も違うというところもございますので、商工会議所のほうにおきましても無料で相談、専門家相談、税理士であったり中小企業診断士が相談に乗る制度もございます。会員、非会員問わず相談を受けることができる制度がございますので、そちら商工会議所のほうで受けいただくほうがよろしいかなと考えてございます。以上でございます。

○田口 ありがとうございます。ただ、柏市として柏市の経済を支えるという意味では柏市の関与というのもできる方向に持っていつてもらいたいなと思うところではありますので、研究をしていただければと思っておりますが、今お話ししたように小規模事業者にとって消費税払うのも大変ですけども、インボイスによってさらに大変な状況になってきているということは多く皆さん御理解いただいているかと思います。実態把握とともに対策を講じる、そして根本の制度を見直すということを取り組んでもらいたいし、そうしていきたいと思っております。以上です。

○林 確認します。今本市がインボイス制度が市内の中小企業とか小規模事業者とかに与える影響について独自に調査したり、実態把握をしたりなんかしたことはあるのでしょうか。

○商工観光課長 市独自、単体ではございません。ただ、商工会議所のほうで随時相談受けておりますので、商工会議所と連携して意見交換などさせていただいているところでございます。以上でございます。

○林 その中で何か本市にやってもらいたいこと、本市としてできる支援策みたい

な要望等はあったのでしょうか。

○商工観光課長 商工会議所から聞いているお話の中では、インボイス制度を導入されました令和5年10月前後についてはインボイス関係の相談が多く寄せられていたということなんですけれども、制度が始まって落ち着いてからはほとんど寄せられても数件だというふう聞いてございます。そちらの相談の内容も、例えば確定申告のやり方を教えてほしいであったり、書類の作成方法を教えてほしいといった内容だというふうにお伺いしております。以上でございます。

○林 制度の周知が進んできて、その相談自体は減ったのかもしれませんが、先ほどお話にあったようにコスト増とか事務負担増みたいところは市内の事業者の方が困っているところじゃないかなと思いますので、それに対して何か支援策ってないんですかね。

○商工観光課長 柏市ではそういった支援策は単体ではございませんが、国の中小企業庁のほうで小規模事業者を対象とした持続化補助金であったり、デジタル化・AI導入補助金という補助金が用意されております。以上でございます。

○林 分かりました。請願の内容についてはごもっともだと思いますし、私は賛成しようと思っていますし、本市も商工会議所等がいろいろやっていることに対してできることがあれば、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。以上です。

○平野 経済産業部長にも、それから担当の方にもこの請願の内容についての受け止めをお聞きしたいんですけれども、消費税もそうですけれども、インボイスの制度というのが市内の小規模事業者等にとって非常に苛酷な制度だというふうな認識があるかどうか。あるいは、2割特例というのは、先ほど説明ありましたけど、売上げに係る消費税額から仕入れに係る消費税を引いた本来の納めるべき消費税の8割を控除できるという、これ非常にいい制度じゃないかというふうにお考えなのか、しかしこれは大変なんだというふうにお考えなのか、どうでしょうか。

○経済産業部長 まず、課税事業者、いわゆる免税事業者だった小規模事業者さんであったりフリーランスの方が課税事業者になることによって事務的な負担が出るということに関しては、これはそういうお声があるというのは認識しております。ただ、その制度自体がいいか悪いかということに関して言えば、それは国の制度でございますので、私の立場で御意見申し上げるところではないのかなというふうに考えております。以上です。

○平野 この請願の主旨3では、例えば2割特例を含む軽減措置を継続してほしいという内容になるわけなんですけれども、先ほども説明あったことから、我々も考えなきゃいけないんですけれども、私たちが税の公平な負担というときに所得に応じた負担という応能負担というのが原則になりますよね。サラリーマンだって事業者だって所得あるいは利益に平等に課税するというのが応能負担の原則だと思うんですけど、先ほどの説明あったように、売上げに対してかかるのがこの消費税なわけでしょう。利益じゃないんですよね。売上げに対して消費税がかかってくる。そこが特にインボイスの課税業者になった人にとっては非常に苛酷なんですよね。課税業

者にならなかった人にとっても、取引が停止されるとかいうことで大変な思いをするわけですが、ですからこれが税の公平性の担保になるかということそうじゃなくて、利益がなくても売上げがあれば課税されるという点で苛酷な制度なんです。やはりそういう認識でふだんの仕事にも当たっていただいて、請願の主旨も受け止めていただいて、ぜひ柏市内の中小事業者に寄り添う、そういう活動といいますか、をしていただきたいというふうに思いますので、議員の皆さんにもそういうふうに受け止めていただければと思います。

○委員長 ほかになしでよろしいですか。——なければ終結いたします。

○委員長 これより順次採決いたします。

請願47号、主旨1について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願47号、主旨2について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 次に、請願47号、主旨3について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 以上で第1区分の審査を終了します。

次に、第2区分の審査に入りますが、関係しない執行部の方は退席されて結構です。お疲れさまでございました。あわせて、関係する各課で入室していない方は入室をお願いいたします。

○委員長 請願第2区分、今期定例会で受理した請願49号、ウォーターPPPの導入に関することについてを議題といたします。

本件について質疑並びに意見があれば、これを許します。

○林 本会議で上橋議員の質問に対して、議会への丁寧な説明、広報かしわやホームページの活用、上下水道だよりの関連記事の掲載と全戸配布など市民への周知に努めるというふうに部長、部長じゃないか、答弁されていたと思うんですけど、これらは既に具体的に何かスケジュールが決まっているようなことなんでしょうか。

○下水道工務課長 現在、これまでちょっとやっていなかったんですが、今年再開

させます全戸配布の上下水道局の広報紙、かしわ上下水道だよりのほうを今年2回発行する予定ですが、この中でウオーターPPPの説明をしていきたいというふうに考えております。その発行の予定は、一応今のところ8月の予定でございます。

○林 2回とも8月ですか。

○下水道工務課長 1回目が8月で、2回目が2月の予定でございます。

○林 上下水道だよりは、広報かしわが今の形になってから止まっちゃっていたのかな。今後はどういう形で再開するんですか。

○下水道工務課長 数年前まで発行していたんですが、ここ何年かちょっと出していなかったということなんですが、また今年から再開させるということで、上下水道局の情報を中心に全戸配布でお知らせするという内容の広報紙になっております。

○林 それは、個別の広報紙を個別に配布するんですか、それとも広報かしわと一緒に配布するんですか。

○下水道工務課長 専門といいますか、広報かしわとは別に全戸配布で配布いたします。

○林 分かりました。請願については住民説明会の開催を求めるものなんですけれど、住民説明会の計画というのがありますか。

○下水道工務課長 まずは先ほど申し上げました年2回全戸配布される上下水道局の柏上下水道だより、あと今掲載を申し込んでおります広報かしわなど広報紙によりましてまずはより広く行き渡る形での周知を行ってまいりたいというふうに考えております。説明会については、現在のところは考えていない状況です。以上です。

○林 住民説明会を開催すること自体は可能でしょうか。

○下水道工務課長 現在も個別に御相談いただいている案件につきましてはその都度実施できるかどうか検討して、個々に対応している状況でございます。この先も個別に相談を受けた者に対して、対応してまいるつもりでございます。

○委員長 部署名、お名前を最初にお願いします。

○下水道工務課長 すみません。それから、先ほど広報紙の発行を8月と申し上げたんですが、申し訳ございません、9月でした。修正させていただきます。失礼いたしました。

○林 個別にというお話もあったんですけど、今月何か市民団体に対して出前授業を行うというような話も聞いています。これまでもそういうような出前授業みたいな形で説明を行うという機会はあったんでしょうか。

○下水道工務課長 出前授業というような形で、これまで維持管理の説明であるとか、そういうもので老朽化であるとか維持管理の説明を求められ、出前授業でやってくれというようなことがあって、そのときに今後はウオーターPPPの導入なんかも考えているというような説明をしたことがございます。ウオーターPPPを中心とした説明会といいますか、勉強会を申し込まれているのは今回が初めてでございますが、あとは直接窓口にお越しになられてお尋ねになられている方には直接対応で説明とかを差し上げております。以上です。

○林 先日の平野議員の質問の中で水道事業の財政見通しが著しく悪化した理由というのを質問されたと思うんですけど、そのときの答弁が主に物価高騰などを理由に挙げていたと思います。ウオーター P P P 自体は全体の中では要因は小さいって答弁されていたように思うんですけど、この辺りについてはもう一度御説明いただいてもよろしいですか。

○下水道工務課長 ウオーター P P P で実際に実施する業務は、計画的な予防保全という維持管理の点検であるとか調査、それに伴って発見された劣化度の激しいところの更新というような業務内容でございまして、全体の整備事業の中で申し上げますと一部で、決して全予算の中に占める割合としてさほど大きい、どの程度大きいというのがあれですけども、ある程度限られた事業ということで、そういう点では影響は限定的なのかなと。それと、基本的にウオーター P P P は老朽化対策に係る効率化を行うものですので、個別委託で実際に発注するよりは包括的に発注することによってコストの縮減も図られるという内容のもので、そういう意味では料金に与える影響というのは限定的なのかなというふうには考えております。以上です。

○林 市民の方がやはりウオーター P P P が柏市の財政に与える影響みたいのも結構気にされている方が多いんじゃないかと思うので、この辺についても上下水道だよりでしっかり御説明するのがいいのかなと思います。ちゃんと数字を示していただきたいなと思うんですね。私もウオーター P P P 導入が長期的にはコストカットになるかもなと思うんですけど、包括的に発注することで短期的には事業費の増加につながるのではないかと思うんですけど、いかがですか。

○下水道工務課長 一応委員おっしゃられたとおり、10年間包括的に委託を発注するので、スケールメリットといいますか、経費の関係でもトータルでは縮減されるというふうに考えております。一時的にでも特に高くなるというふうには考えてはおりません。以上です。

○林 ほかに財政の見通しが悪化した要因としては、八潮市の大規模な道路陥没事故の後、国の緊急指示とかあったじゃないですか、あれで全国的に点検とか調査が前倒しになっていると思うので、その辺りって影響しているんですか。

○下水道工務課長 確かに国から要請されている全国特別重点調査というのは本来予定していた調査に加えてプラスでやっているものですので、その点については事業量としてはその部分増えたんですが、包括委託の中で一緒にやっております、予定していた調査に代えて重点調査をやっている部分というのもございまして、ほかの事業との相殺でやっておりますので、若干増えたという程度で、極端に増えたという状況ではない状況です。以上です。

○林 市民の方とお話しすると、ウオーター P P P を導入するから水道料金が増えてしまうのではないとか、そちらで御説明されていることと違う認識をお持ちの方がすごくいっぱいいて、多分それは分かりにくいから想像でしゃべっている部分もあると思うし、今まで本市が説明が足りていなかったという部分が結構あるんじ

やないかなと思います。なので、まず上下水道だよりで広く周知するということがされるのであれば、本当に市民に分かりやすく、平易な言葉を使ってしっかり説明していただきたいなと思います。住民説明会についても望んでいる方がいらっしゃるということなので、ぜひ計画いただきたいなと思います。よろしくお願いいたします。

○平野 私も一般質問で取り上げはしましたけれども、ウオーター P P P のレベル 3.5 と 4.0 とどこがどう違うのかということは完全には理解できていないんですよね。直接関わっている皆さんはよく理解しておられると思うのだけれども、これは我々、私を含めて議員もそうだし、職員の皆さんも私は理解できているとは思いません。土木部長は下水道関わったことあるからあれかもしれないけれども、上下水道局以外の職員の皆さんでこのレベル 3.5 と 4.0 の違いを分かりやすく説明してくださいって言って、できる方がいましたら答えていただきたいんですが。

○下水道工務課長 確かに（「下水道局以外の方で誰か説明できる方がいましたら答えてください」と呼ぶ者あり）ほかの方が分かるかというお話なんですけれども、確かにウオーター P P P という言葉自体、横文字、アルファベットが並んで非常に分かりづらい内容でありますし、内容についても確かに市民の方にとってはなじみのない言葉が羅列されているような状況で非常に分かりづらい制度だとは思っています。その辺もぜひ、レベル 3.5、4.0 が例えばどういう違いがあるのかとか、そういうことも含めて、あとはそういう言葉の説明であるとか専門用語の説明であるとか、いただく疑問点とかも Q & A でお答えするような形で、例えば広報であるとかホームページで市民に分かりやすいような形で今後周知をさせていただきたいというふうには考えております。

○平野 感覚的な問題ですけれども、この請願は住民説明会を開いてくださいという内容なんですよね。そこに全市民がもちろん参加するわけじゃないですけれども、現時点で市民の皆さんの中でウオーター P P P レベル 3.5、レベル 4.0 なんていうことを理解している方は何%いると思いますか。

○下水道工務課長 これは調査とかしたわけではないので、何とも言えませんが、私の個人的感覚からいえば一般の市民の方でこの内容を理解されている方というのはほとんどいないというふうに私自身も思っております。

○平野 実際そうだと思うんです。広報をこれから 2 回、9 月と来年の 2 月、2 回出しますと、Q & A で分かりやすく説明しますって言われているんだけど、そのことでどれだけ理解が進むかというと、私も上下水道事業ビジョンであるとか、この資料編もありますし、ウオーター P P P についての皆さんの説明資料なんかも見えていますけれど、それでもこれは非常に難しい。ですから、広報したからといって市民の理解が広がるかというと、私はそうは簡単にはいかないなと思うんですね。そういう状況で、今度我々議会の側が問われるわけですけど、来年の 3 月の予算議会には債務負担の設定の議案が出るわけでしょう。来年の 3 月までにこのことをよく理解して、それが市民生活や市の行政にどういう影響を与えるかということ

我々は理解した上で賛成、反対を決めなきゃいけないんですけれども、あまりにも短いと思うんですね、時間が、理解深めるためには。ですから、これはスケジュールについても延長したほうがいいと思うんですけれども、来年の3月には提案される10年間の委託金額は幾らぐらいを予定しているんですか。

○下水道工務課長 これ事業費につきましては現在まだ算定中ではございますが、昨年の段階で一度試算をしております。その段階では、10年間で今後拡大する事業量も合わせて267億という見積りを今のところ出しております。

○平野 ですから、来年の3月の議会に提案される267億円という事業、これの是非について私たちも市民の皆さんにその話をしながら、市民の皆さんからの意見もいただきながら、議会でその判断をしなきゃいけないわけですけど、非常に大きなことをやろうとしているのにあまりにも説明が少ないわけですから、この説明会をやってくださいというのは最低限の第一歩と言っているぐらいの中身だと思いますので、ぜひそれは、広報2回出すので、それを見てからって理事は議会答弁で言われたけれども、まずは広報を出しますという説明をしましたけれども、それを待たずに、説明会開けば市民の皆さんからいろんな疑問だって出てくるわけで、それを基にしてまた広報に生かせばいいじゃないですか。ですから、ぜひ説明会は開いていただきたいなと思うんですね。そんなところですかね。よろしく願います。

○助川 お疲れさまです。幾つかちょっと確認をしたいところなんですけれども、電気、ガス、水道という、この3つのインフラというのは、当然のことながらこれに対してどうなるんだろうという不安な気持ちというのは私も同じように感じるころではありますけれども、結論から言うと私はこのウオーターPPPそのものよりも千葉県内の特に広域化がどうなるんだろうというか、そっちのほうがよく心配するところではあるんですけれども、1個ずつ確認していきたいと思うんですけれども、ここでまずどこまで民間に任せるんだろうというところがかかなり不安な部分の一つじゃないのかなと、これを逆にそこにプラスして、水の水源はどうなるんだろう、そこはどうなるんだろう、そういったところまで入ってきて不安が広がってしまうのかなと。ウオーターPPPをやることによって、民間がそういったところまで取られてしまうんじゃないか、私たちの命を握られるんじゃないかというところには不安を感じているのかなということを頂いた請願の文章を読み解きながら感じているところなんですけれども、改めてちょっと確認の意味で聞きますけれども、このウオーターPPP 3.5の中では柏市の持つ責任と業者が持つ責任というのはどこで線引きされるのかというのをもう一回確認よろしく願いいたします。

○下水道工務課長 ウオーターPPPのレベル3.5につきましては、基本的にこれまで平成30年度から既に上下水道局が実施してまいりました管路包括の中身と基本的に大きく変わるものではございません。点検、調査、改築、工事、包括委託では工事が一部でしたけれども、包括では改築という一連の個々に今まで出していた委託をパッケージにして出すというのが今までの管路包括でした。基本的にはこれを発展

させる形がウオーター P P P のレベル 3.5 でございます。違いといいますのは、今まで 5 年の契約でやっていたものが 10 年になるということで事業が長期化するという事でございます。それに加えて、今回大きな変更というのが上水道の基幹管路の更新も含めるということ、それと市内にございます水源地 5 か所、あとは下水の貯留場であるとかポンプ場なんかの施設をこれまで個別に、水道の水源地は 5 か所でまとめてですけども、水道は別々にそれぞれ管理の委託をしていたものもパッケージにして一緒に包括的に委託に含めるというような形が今までの管路包括との変わったところでございます。

○助川 そうすると、ちょっと私懸念するのは、10 年という中で柏市の職員の技術力とか経験とか、そういったものが衰えていかないか、失われないか、そっちのほうでちょっと心配するところなんですよね。民間の言いなりにならないかどうかといったところ、ここはどういうふうに考えているのでしょうか。

○下水道工務課長 先ほども申し上げましたとおり、まずウオーター P P P で出す事業というのは全体の中の事業の主に計画的な維持管理の部分と施設の管理という形になります。もちろん上下水道事業の主体は市でございまして、そのほかに未普及対策の新設であるとか、浸水対策の雨水管の新設であるとか、もしくは耐震計画に基づく耐震管の改築工事であるとか、またその維持管理に関しても緊急で発生するような、日々発生するような維持管理についてはこれまでと変わらず局のほうで直接職員が発注してやっていくことにこれまでと変わりはございませんので、事業量としても特に職員が対応する事業量というのが極端に減るわけではございません。ですので、事業量が減ることによっての技術力の低下というところは基本的にはあまりないかなというふうに思っております。さらに、ウオーター P P P は、包括もなんですが、まとめて発注することによって管理、モニタリングなど今までの個々の委託に対する管理よりもさらに高度な管理のほうも含まれてまいりますので、民間のそういう新しい技術なんかを使ったモニタリングなんかも含めて職員が勉強になる部分もかなりあるのかなというふうに考えておりますので、もちろん技術力の確保、強化というのは非常に大事ですので、そういうところも常に念頭に置きながら今後も技術力の維持はしていきたいというふうに考えております。以上です。

○助川 今回の請願も含めての中では 2 つ大きいポイントがあると思うんです。1 つは安全な水がしっかりと供給されるのかということ、そしてもう一つは料金について、水道料金が業者の言いなりになって急激に上げられるんじゃないかと。ちょっと例は違うかもしれないんだけど、東京のほうでは葬儀場を外国資本が買われたことによって急激に葬儀代金が跳ね上がったとか、そういったものを含めた上で、水道という命を握られた中で上げられるんじゃないか、こういったところに対する不安というのはとても大きいんじゃないのかなということをいろんな情報が入った中で思うんですけども、1 つ、水については北千葉の広域水道のほうで浄水しているじゃないですか、しかも高度浄水ということで、しかもこれ柏だけの話じゃなくて、当然御存じだと思うんですけど、松戸から水を取って、流山の浄水場に行って、

そこでフロック処理されて、高度浄水処理としてオゾン処理されて、さらに生物活性炭によってろ過されて、かなりきれいな水が来ているというふうなのは、これは学ばせてもらっているところなんですけども、それを今度柏のところに来たところで市民に提供するというところでは、この料金というところでは柏市だけが勝手にできるものではないわけですよ、その確認をまず確認したいんですけども。

○下水道工務課長　まず、水質の管理についてですが、委員おっしゃられるとおり北千葉広域企業団から水のほうを市としては購入しておりますが、市としても独自に水質の試験はしております。その試験は、今でも水源地とかの施設自体の管理というのは委託でしておりますが、水質の試験自体は市のほうで直接専門のところにまたお願いをして市が独自にやっております、そういう水質管理の責任においても柏市が責任を持って実施をしております。それと、料金のほうにつきましても、料金の検討であるとか、そういう設定というのは柏市が独自に検討を行いまして、条例の中で議案によって議決して設定するというようなことにもなっておりますので、ここに関しても民間が勝手に料金を変更するような形というのはできないような形になっておりますので、その点についても御安心いただきたいというふうには考えております。以上です。

○助川　千葉県というのを全体で考えたときにはどうしても半島ということで、この北西部というのは江戸川があって、利根川があって、とても水が豊かなエリアではあるんだけど、南部の房総のほう行くと水道料金って大きく変わってくるわけですよ。そうした中で広域化の話が出てくるほうが私としては不安がかかるところで、ウオーターＰＰＰよりも、むしろ広域化の話が出たときにそれについての議論がされるほうがよっぽどこれ大変なことかなと思うんですけども、広域化についての話とか、皆さんのほうは何か把握しているところってありますか。

○下水道工務課長　広域化については、私どもの下水道でいえば柏市は手賀沼と江戸川左岸という２つの流域下水道の構成になってございます。市内の全ての下水道が流域下水道ということで、既に多くの市で構成されている団体の中に入っているということ。それと、上水に関しては先ほども申し上げました北千葉広域水道企業団の水を買っているというところで、現在のところそういう意味ではある程度組織化された大きな枠組みの中に柏市が入ってやっているものですから、今のところその広域化というところは検討は柏市として独自にはやっておりません。

○助川　最後、今回の請願のほうに入ってくるんですけども、まず今説明する媒体というのは、皆さんがこの柏市全体の中に出向いていってというのはこれ現実的になかなかないなと。逆に不安な中では、生涯学習部がやっている出前講座、これは柏市の事業としてしっかりとやっていると思うので、そういった形では要望をしっかりと受けた中で出前講座という形でウオーターＰＰＰなり、もしくは下水管ってどうなんだろう、水ってどうなるんだろう、もしくは様々な、当然坂齊部長も駅前整備ってどうなるんだろうとか、そういったのを出前講座であろうかと思うので、そうしたところでは出前講座の充実なんていうところでもしっかりとそういったも

のを広報媒体であったりとか、ホームページであったりとか、もしくは動画を使ってとか、そういった形でしっかりとより一人でも多くの市民に伝わる方法、これをまずしっかりと考えること、これが私は重要だと思っております。そうした中で意見を受けながら説明してもらえるとということで、請願そのものに関しては今回に関しては私は不採択の意思ではいるんですけれども、それはやるなということではなくて、いろんな媒体がある中でしっかりとやってほしい。その上で捉えながら分かりやすく説明してほしいという思いでございますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○平野 助川委員の質疑のやり取りで気になったことなんですけれども、当然のことを言われているんだけど、10年間という長期の委託の中で柏市の技術職員、特に技術職員、その技術の継承というのができなくなるんじゃないかということを心配されていました。同じことは、私令和8年2月24日の審議会に、私しかいなかったんですけれども、傍聴しました。その中で、委員の佐藤先生という教授が追加の提案として、経営戦略の中の施策の方向性、それで経営基盤の強化というところに人材育成ということが必要だと、それを追加して入れてほしいという提案をされたんですけども、事務局のほうからは、この人材育成というのは当然のことというふうに認識している。だから、あえて目的に入れる必要はないというふうに判断したということで、その事務局の答えに対して、会長さんが当たり前なんですかと、人材育成って当たり前なんですかと言ったら、市役所全体として人材育成が必要とされているので、これは当たり前のことなんですというふうな答えをして、結局入れなかったんですね。提案は受入れなかった。これは、副市長はどうお考えでしょうかね。人材育成、特にこういう技術職、ウオーターP P Pが出てくる背景の中にも、全国の自治体の技術職員が、自治体の職員が大幅に減らされている、その中で技術職員がさらに、なかなか市の職員になろうという人が少なくなって、確保が大変なんだと言われているわけだけど、人材育成、上下水道局の技術職員の採用や人材育成というのは当然のこととして課題に入っていますか。

○副市長 御質問ありがとうございます。市役所全体の技術職員の技術力の向上というのは当然必要だと思いますし、何に明記をしなくちゃいけないかというところまでは、どこまでそれを大事にするかというのもありますけれども、その職員が申し上げたとおり、当然ながらだとは思いますが、あえて書く必要はないというのはまさにそうかもしれませんけども、私自身が感じるには、これからウオーターP P P、水の官民連携という言い方になっていきますけども、そういったものもそうですし、土木技術もそうですし、そういったもの、まだこれからやらなければいけないインフラの改修とか、建築もそうですね、そういったものもありますので、引き続き将来の事業運営を担ったりとか事業構築をしていく、そういった人材というのは本当に必要になってくるんじゃないかなと思います。

あとは、求められる人材、技術力というのも我々が直接工事を施工したりとか計画をしていくというこのフェーズ、フェーズというか、ものから構想していくとい

うか、まさにこれはまちづくりとかでもそうですけども、どういうふうに使っていくのかとか、どういう都市像を描いていくのかとか、どういう管理をしていくのかとか、そういった少し長期スパンで少し長い、全体的に何がボトルネックがあって、どういうふうに事業を進めていかなければいけないというような、そういった能力みたいなものも含まれると思うので、少し話が行ったり来たりですけども、単に人材育成といっても、少しいろんな技術力の求めるものは変わってきているだろうし、ただそれも踏まえても職員の技術力を伸ばしていくというのは我々としてはどの時代であってもしていかなければいけないことなのかなと思っています。ちょっと答えになっているか分かりませんが、私としてはそうと思っています。

○平野 10年間の委託なので、その後どうするのかって聞いたら、決まっていないうのがこれまでの答弁だったと思うんですけど、10年間の中で考えるということなんでしょうからね。先ほどもウオーター P P P レベル3.5に入っていっても上下水道局でやっている仕事の量は変わらないんだって今おっしゃったわけで、ですから10年後にこの契約が切れたときに元に戻す、あるいは途中で何らかの突発的な事情で市がまた全面的に自分たちでやらなきゃいけないと、そういう事態になることだって考えられるわけで、ですからやはり行政として水、飲み水と下水の問題なわけですから、これは知識も技術も継承していないといざというときには役に立たないわけですね。ぜひそれは重視して、この問題、ウオーター P P P に賛成か反対かというだけじゃなくて、柏市として上下水道の役割をきちっと全うするためにも技術や知識の継承というのは当然のことだというふうにぜひ取り組んでいただきたいというふうに思っております。以上です。

○田口 では、この請願ですけれども、言葉が難しいと、内容が分かりにくい。それを市役所は上下水道だよりなどで説明するということではあったと思いますけれども、しかしながらこの請願が出された、このなぜ出されたかというものについて、やはり議員もですけれども、柏市役所、上下水道局も言葉の説明だけではない、請願を出されたそのほかの市民の不安というもの、これが出された背景について何か思うところありますでしょうか。

○下水道工務課長 確かに、繰り返しになりますが、非常に分かりづらく、市民の方になじみのない制度ということで、これまで直接お越しいただいて説明を差し上げた方でもなかなか理解に苦しんでいらっしゃるという方も確かにいらっしゃいました。そういった点で、我々としても今までの説明が業者寄りだったというところもございまして、市民に対して分かりやすい説明になっていたかというところに関しては反省すべき点もあったというふうに考えておりますので、そこら辺は広報紙でなるべく分かりやすく伝えるとともに、それを補うような形で、限られた紙面では伝えられないものに関してホームページ等を有効に使いまして、なおかつそこにはなるべく分かりやすい表現、そういうものを工夫しながら、市民の方々の不安とか疑問を解消できるような形で情報の周知、御意見を伺うような手法なんかを今後取り入れていきたいというふうに考えております。以上です。

○田口 ありがとうございます。ただ、これは一般的な話になるかもしれませんが、特にはやはり政治家の責任も大きいと思いますけれども、このようなウオーターＰＰＰ、なじみのないもの、これが導入されるのはなぜかと考えて、いろんな情報、ネット上のことなど分からない中で市民というのは陰謀論に、今の世の中こういうふうに関心される方もどうもいらっしゃるようです。そういうふうな漠として不安なものが陰謀論のようなものにさいなまれると、こういうことがあってはいけないと思いますので、今回請願出された方がそういうことではないと思いますけれども、しかし議員や行政が積極的に説明をするという姿勢を持つことが今恐らく世の中、日本社会、世界にもあると思いますけれども、政治行政と市民との乖離ということを防ぐ手だてだと思いますので、ぜひとも積極的に説明をすると、こういうことは今回の請願の趣旨に基づいて皆様御賛同いただければと思う次第です。以上です。

○委員長 ほかに質疑並びに意見はありませんか。ないですか。——なければ終結いたします。

○委員長 これより採決いたします。

請願49号について採決いたします。

本件を採択とするに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、本件は採択すべきものと決しました。

○委員長 以上で請願の審査は終了いたしました。

執行部の皆様は退席されて結構です。お疲れさまでございました。

○委員長 次に、閉会中の所管に関する事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。本日の審査区分表に記載された調査項目について、閉会中の事務調査項目と決するに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中における委員会の所管事務調査の実施の件を議題といたします。

お諮りいたします。閉会中の所管事務調査については、必要に応じて開催することとし、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 次に、閉会中の委員派遣の件を議題といたします。

閉会中の審査及び調査案件の調査のため委員派遣を行う必要が生じた場合、議長に対し委員派遣承認要求を行うこととし、派遣委員、日時、場所、目的及び経費等の手続につきましては委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○委員長 以上で本日の建設経済環境委員会を閉会いたします。

午後 ３時５２分閉会